

個人情報保護法の改正の概要

1 法改正の目的

- (1) 個人情報保護とデータ流通の両立（現行法制の不均衡、不整合是正のための共通ルール化）
- (2) 個人情報保護委員会による所管の一元化（専門的知見を有する独立行政委員会が管轄）
- (3) 国際的な制度との調和（EUのGDPR（一般データ保護規則）の十分性認定への対応）（※）

（※）GDPRは、EUで集めた個人情報の域外への移転を原則禁止しているが、保護基準がEU並みと認められた（十分性認定）場合は例外的に移転することができることとしている。

2 改正法の概要

(1) 法体系の一本化

3法（個人情報保護法（個情法）、行政機関個人情報保護法（行個法）、独立行政法人等個人情報保護法）及び各地方公共団体の条例でそれぞれ規律しているが、法改正後は、規律が個人情報保護法に一本化された。（議会は対象外）

(2) 公的部門の規律の統一

- ・ 改正法では、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人が、全て同じ規律に統一された。
- ・ 統一される規律の内容は基本的に現行の国の行政機関を規律する行個法と同じだが、一部保護水準を上げる新たな規律（令和2年個情法（民間部門）改正内容）（下記（3）参照）を追加した。

(3) 公的部門の規律の見直し

- ・ 民間部門を規律する個情法の令和2年法改正内容（「不適正利用の禁止」等の明文化、個人関連情報（提供先で個人情報となる情報）の外部提供に係る規律等）を公的部門にも導入した。
- ・ 民間部門との均衡を図る観点から、任意代理人による開示等請求等の許容及び安全管理措置義務の対象に派遣労働者・再委託先を明記した。

(4) 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方

地方公共団体にも改正法が直接適用されるため、改正法から条例に委任された事項（手数料の定め等）を除き、条例の規定は不要になる。

① 定義の一元化

- ・ 民間、国・地方でズレのあった「個人情報」「個人識別符号」「要配慮個人情報」「匿名加工情報」について、定義を統一化する。ただし、地域の特性に応じて「条例要配慮個人情報」を条例で規定することができる。

② 個人情報の取扱い

保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限等について、国と同じ規律を適用する。

③ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・ 個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用する。
- ・ なお、既存の個人情報取扱事務登録簿等を存続することは差し支えない。

④ 匿名加工情報の提供制度

匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用する。

⑤ 地方公共団体と個人情報保護委員会の関係

- ・ 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視と準じた措置を行う。
- ・ 地方公共団体は、条例制定時に個人情報保護委員会に届出を行う。
- ・ 個人情報保護委員会に必要な助言等を求めることができる。

⑥ 地方公共団体が条例で定める独自の保護措置

- ・ 特に必要な場合に限り、条例で独自の保護措置を規定することができる。

⑦ 改正法施行後、条例で定めることができないものの事例

- ・ 死者に関する情報の個人情報としての取扱い
 - 共通ルールを定めるといって今回の改正法の目的から、条例の横出し等により定めることは許容できない。なお、死者の情報が生存する個人（（例）遺族など）の情報といえる場合は「個人情報」に該当すると考えられる。
- ・ オンライン結合制限規定
 - 法改正後はオンライン・オフライン問わず安全管理措置により安全性を担保することとし、条例で特例的に規定することはできない。
- ・ 審議会への諮問
 - 個人情報の取扱いの例外事項（現行条例における目的外の利用・提供、要配慮個人情報の収集など）を審議会へ諮問する旨を条例で規定することはできない。

(5) 病院と大学の規律の統一

- ・ これまで同種の業務にも関わらず官民で規律が不均衡だったものを民間と同じ規律に統一する。
（ただし、個人情報ファイル簿の作成、開示請求等、匿名加工情報の作成・提供などは、行政機関の規律と同様とする。）
- ・ 今後、公立病院、公立大学は、原則として民間に対する規律が適用されるので、内規等の改正が必要になると思われる。

(6) 施行日

公布日（R3.5.19）から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）